

事務所通信

2023年1月

中山貴子社会保険労務士事務所

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-7

石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士

中山貴子



新年のご挨拶は出遅れましたが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます🐰

皆さま、年末年始はゆっくりお休みになられたでしょうか？私は、中小企業診断士の兄の補助金事業の手伝いをしていてドタバタの年末年始でした。。年が明け2週間以上がたち、ようやく落ち着いたところで、ふと昨年はどんな年だったかなあと振り返りました。オリンピックはいつだったっけ??と怖いくらいに忘れてます(-_-;)。

昨年、私の中で一番印象に残っていることは、北京オリンピックでのフィギュアスケート女子、坂本花織選手の銅メダルです。ロシア勢が難易度の高い4回転ジャンプで勝負をかけ、金銀銅をロシアが占めると予想される中、坂本選手は自分のスケートを貫き、堂々と自分らしく滑り切り、まさかのメダル獲得となりました。ユーチューブでその素晴らしい滑りを何度も見返し、坂本選手の明るい笑顔や、多くの壁を乗り越えてやり切った感で溢れ出る涙に、たくさん勇気をと元気をもらいました。スポーツ界では様々な暗いニュースもありますが、素晴らしいスポーツマンシップや目標に向かう際に生じるドラマに感動する事も多いと感じます。

皆さまにとって昨年はどんな年でしたか？🌟印象に残ったのは何ですか？🌟そして、今年はどうな年にされたいですか？🌟

今年の目標は、①**運動**（運動不足と体調不良に、これではいけないと思い、昨年からヨガ教室に通い始めました。お陰で体調もすっかり改善し、体を動かすことで気持ちも爽快になります。今年も月10時間以上を目標にヨガを続けたいと思います。

②**補助金支援**（中小企業診断士の兄の補助金申請補助を行います。それに伴い、経営の勉強を深めていきます。そして、**事業主の皆様ともっと事業のお話ができるようになりたい**と思っています。社労士は経営に関わる重要な資源である“ヒト・モノ・カネ”のうち人の分野に携わらせて頂いていますが、**より経営の視点を深める事で、より“人”に関する業務を深めていきたい**と考えています。また、補助金は、特に中小企業において**新たな事業展開等における資金調達**として補助金は有用ですのでお金の面からの支援もできればと思います。

③**リスキリング支援**（政府はリスキリングに多額の助成金予算を組んでいます。現在は**第4次産業革命**の時代と言われ、**AI**（人工知能）×**ビッグデータ**×**IOT**（繋がる）により産業構造は大きく変わっていきます。それに伴い人の働き方も変わります。所謂**DX**に対応した学び直し（リスキリング）が求められており、その支援をしていければと思っています。

記事内容

■ 法改正等

- ・ 2023年以降の労務関連の法改正を一覧にしてみました。
- ・ 国民健康保険料の納付がスマホアプリで可能に（2月～）

■ 2023年のキーワードは？

- ・ 人事労務経営の視点から見た今年のキーワードを上げてみました。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

〈弊所のインボイス登録について〉

インボイス登録期間が半年延長となり、9月末まで可能となりましたが、期限ぎりぎりでの登録は込み合いそうです。

弊所は、3月末までに登録を行う予定です。登録番号が分かり次第ご連絡させていただきます。

【2023年以降の労務関連の法改正】

(2023年4月)

- **デジタル給与解禁** (労基法施行規則改正により〇〇ペイ等のデジタルマネーで給与支払が可能に)
- 中小企業も**月60時間超の時間外労働割増率が50%**以上に(労基法改正)

- ・ 男性の育児休業取得状況の公表(育児介護休業法改正) * 1000人以上の企業が対象

● 雇用保険料率が0.2%up

一般事業では、従業員負担が0.6%、事業主負担が0.95%となります。(労使ともに現在より各0.1%up)

(23年度中)

- ・ 男女の賃金差異の情報の公開義務付け(女性活躍推進法) * 301人以上の企業が対象

(23年度中交付予定)

- ・ 専門業務型裁量労働制の拡充~銀行や証券会社で企業の合併・買収(M&A)の助言に携わる社員を対象に追加するとともに、労働者の同意を必要とする。
- ・ 有期契約における更新上限の有無等を労働条件通知事項とする

(その他)

- ・ 昨年11月で**雇用調整助成金のコロナ特例が終了**。(業況が厳しい事業主は3月まで経過措置を経て終了)

(2024年4月)

- ・ **建設業・自動車運転者・医師の労働時間上限規制の適用**

【国民健康保険料の納付がスマホアプリで可能に(2月~)】

若者の納付率向上のため、ペイ払いが出来るよう国民年金保険法施行規則が今年1月に改定されました。具体的には、**国民年金保険料納付書に記載されたバーコードをスマホで読み取り**、PayPayやd払い、auPAYのスマホアプリを使って納付できるようになります。

これまでも、**コンビニ払い**、**クレジット払い**や**Pay-easy**(ペイジー)による納付等も多様な納付方法が可能となっていますが、さらにペイ払いが加わります。2月から開始予定との事です。

【2023年のキーワードは?】

今年の人事労務経営におけるキーワードとなるのはどんな言葉になるでしょうか?ちょっと考えてみました。

- ・ **物価高** ⇒物価は今年も引き続き上昇すると考えられる。昨年は、12月の生鮮を除く消費者物価指数は前年同月比4%↑となり、通年でも前年比2.3%↑。東電は3割の値上げを要求し、全産業がエネルギー高の影響を受け、業種によって特段の影響を受ける。
- ・ **賃金上昇** ⇒物価上昇で**実質賃金は低下し、連合は5%程の高水準の賃上げを要求**している。最低賃金の**上昇、賃上げ政策**、また、**人手不足**でいい人材を確保するため企業の賃金アップをする企業が大手を中心に増えており、賃金上昇は続くと思われる。
- ・ **人手不足の深刻化** ⇒2022年の65歳以上人口は約3割で世界最高を記録。**少子高齢化**はさらに進み、**外国人労働者**の受け入れもコロナもあって予定通り進んでおらず、さらに**多様な人材の活用**が求められる。
- ・ **育休取得率向上** ⇒**ジェンダー平等**や昨年の育休法改正等の政府の**少子化策**により、男性の育休取得率が向上。また、**人手不足**の中、人材確保のため企業は育休に限らず**働きやすい環境整備**を競う。
- ・ **DX** ⇒DXは結局ソフト・アプリに依拠するが、日本はIT人材の不足からDXが遅れている。しかし、海外からの技術流入等によりDXは着実に浸透し、**業務の省力化・省人化**が進み、これまでの業務遂行方法では対応が困難となり、**業務内容の変革**や**人材移動**の必要性が生じるため**リスクリング**が求められる。

その他にも、**第4次産業革命**、**SDGs**(主に**気候変動**による経済影響への対策として)、**人的資本経営**(持続的な企業価値の向上)等が上げられるかもしれません。様々な要因が相互に絡み合い、人事労務経営も諸々を踏まえて**中長期的な戦略**を検討することが求められそうです。